

令和6・7・8年度 海南市物品・役務提供受注資格者の追加登録について

海南市が発注する物品及び役務提供（物品リース・業務委託など）の受注を希望される方は、下記事項に留意のうえ、申請書及び必要書類を提出してください。

※ 今回は追加登録のため、現在登録されている方は申請する必要はありません。

1. 申請資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 申請日を基準として同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者であること（組織変更、合併等の事情により同様と認められる者も含む）。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税かつ法人にあっては法人税、個人にあっては所得税を完納していること。
- (6) 営業許可や認可等を必要とするものについては当該許可等を有する者であること。
- (7) 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号）第6条第1号に規定する「暴力団関係者等」でない者。

2. 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで

※窓口での受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）

3. 提出方法（下記のいずれかの方法）

- ・オンライン申請（詳細は海南市ホームページ参照）
- ・郵送（宛先は下記のとおり。受付期間終了日の消印有効）
- ・持参（窓口での混雑回避のため、オンラインまたは郵送での申請にご協力ください）

4. 提出書類

別紙「提出書類一覧表及び記載要領」参照

※ 提出書類に不備がある場合、登録できませんのでご注意ください。

5. 登録資格の有効期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

6. 資格者の登録について

この申請で資格を有する者と認められた場合、海南市の物品・役務提供受注資格者登録名簿に登録し、ホームページで公開します。登録名簿の公開により、決定の通知とします。

なお、登録されても全員が必ず受注できるということではありません。

7. 申請場所及び問い合わせ先

海南市役所 総務部 管財情報課 契約班

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

電話073-483-8412（直通）

提出書類一覧表及び記載要領

●提出書類一覧表

番号	書類の名称	法人	個人	内容説明
1	提出書類チェックシート	○	○	申請書の上に添付
2	物品・役務提供受注資格者登録申請書	○	○	市の指定用紙（様式1） （委任状、使用印鑑届、市区町村税完納誓約・調査同意の内容含む）
3	経営事項調査書	○	○	市の指定用紙（様式2-①）
4	経営事項調査書（取引希望営業種目）	○	○	市の指定用紙（様式2-②）2ページ
5	暴力団関係者でない旨の誓約書	○	○	市の指定用紙（様式3）
6	身分証明書		○	証明元：本籍地の市区町村役場
7	登記簿謄本（ <u>履歴事項全部証明書</u> ）	○		証明元：法務局
8	印鑑証明書	○	○	証明元：法務局（法人） ：市区町村役場（個人）
9	国 税 の 納 税 証 明 書	(1) 消費税及び 地方消費税	○	法人：その3の3様式 個人：その3の2様式 証明元：税務署 ※電子交付も可能です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
(2) 法人税		○		
(3) 所得税		○		
10	ま た は 納 税 証 明 書 市 区 町 村 税 の 完 納 証 明 書	(1) 法人市民税	○	・完納証明書(未納がない旨の証明書)、または直近2年分の納税証明書。 ・所在地が海南市にある事業所の分は、申請時の同意により調査できるため、不要です。 ・委任先がある場合は、本社及び委任先両方の証明書が必要です。 ・固定資産税または軽自動車税等について、税の徴収猶予、課税がない場合は、その旨の証明書もしくは誓約書（※④）が必要です。 証明元：市区町村役場
(2) 個人市民税			○	
(3) 固定資産税		○	○	
(4) 軽自動車税		○	○	
11	営業許可証等の写し	○	○	営業する上で法令上必要な場合は、必ず写しを提出してください。

※① 6、7、8、9、10は、申請日から3ヶ月以内に発行された最新の内容のものを添付してください。

※② 11は、営業する上で必要な方のみ添付してください。

※③ 6、7、8、9、10、11については、写し可です。

※④ 市区町村税の納税証明書において、課税なしの証明書が市区町村役場から発行されない場合は、任意の様式で課税がないことを誓約する誓約書を提出してください。（別紙「記載要領」及び「参考様式」参照。）

●記載要領

<全体事項>

1. 手書きで記入する場合、黒色のペン・ボールペン（消せるボールペンは不可）を使用のうえ、楷書で丁寧に記入してください。なお、誤って記入した場合は、実印による訂正印で訂正してください。（修正液等による修正は不可）
2. 印鑑・ゴム印等は鮮明に押印してください。
3. 申請書類は、上記の順番のとおり、クリアファイルに挟んで提出してください。
4. 各様式の日付については、受付期間内の日付を記載してください。

<物品・役務提供受注資格者登録申請書(様式1)>

項目	記載要領
①新規・継続	○令和3・4・5年度に登録していた場合は「継続」を選択してください。それ以外の場合は、「新規」を選択してください。
②申請者	○本店の所在地について、 実際に営業している場所 を記入してください。ただし、登記簿または住民票上の住所が実際の営業場所と異なる場合は□にチェックをしてください。 ○代表者役職名・氏名（個人業者の場合は氏名のみ）を記入のうえ、実印を押印してください。 ○代理人への委任について、申請者（代表者）が他の者（支店長・営業所長等）に 権限を委任する場合は「有」に、委任しない場合は「無」 にチェックをしてください。
③受任者	○申請者（代表者）が他の者（支店長・営業所長等）に権限を委任する場合に記入してください。 ○営業所の所在地、営業所の名称、受任者の役職・氏名を記入してください。 ○営業所の名称は、 商号等を除いた支店・営業所名のみ記入 してください（○○支店、○○営業所） ○同一社内で委任する場合は、営業所の名称に所属を記入してください。 【営業所の条件】 営業所として専用スペースがあり、電話・机・事務機器等を備えていること。また、常勤職員が配置され、電話・メール・FAX・郵便等で連絡がつくこと。
④使用印鑑	○使用印鑑欄には、入札書、契約書等、契約に関する書面に使用する印鑑を押印してください。（使用印については印鑑登録の有無を問いません。） ○ 受任者がいない場合は代表者の使用印、受任者がある場合は受任者の使用印 を押印してください。 ○使用社印欄には、契約に関する書面に社印（角印）を使用する場合のみ、押印してください。 使用しない場合は、空欄にしてください。
⑤市区町村税完納誓約（調査同意）	○申請書は市区町村税に滞納がない旨の誓約と、海南市税の完納状況等を調査されることへの同意書を兼ねています。

<経営事項調査書(様式2-①)>

項目	記載要領
2. 従業員数	○パート・アルバイト等の臨時社員は含めないでください。 ○委任先での登録を希望する場合は、全社分と委任先分の両方を記入してください。
3. 営業実績	○主な販売先には、団体・商店名等を記入してください。 ○海南市役所での実績（過去5年程度）の有・無のいずれかに○を付けてください。海南市役所での実績には、水道部・医療センターを含めてください。有に○を付けた場合は、部署名を具体的に（例：○○課、○○小学校など）記入してください。
4. 営業上必要な許可・認可・登録等	○営業上必要な許認可等をすべて記入してください。また、許認可等を証明する書類の写しも添付して下さい。

<経営事項調査書(様式2-②)>

項目	記載要領
6. 海南市と取引を希望する営業種目	○希望順位の高いものから順に選択してください。大分類5種目（5位）まで申請可能。その中の小分類は複数選択可能。
7. 記載した希望営業種目の営業内容の補足欄	○「その他」種目を選んだ場合、取扱品目・業務名称等を記入してください。営業種目一覧を参考に単語等で記入してください。

<暴力団関係者でない旨の誓約書(様式3)>

代表者職氏名欄には、役職名・氏名（個人業者の場合は氏名のみ）を記入してください。※押印不要

●その他の提出書類について

<市区町村税の完納証明書または納税証明書>

1. 市区町村税を完納している必要がありますので、市区町村で発行された完納証明書（未納がない旨の証明書）、または直近2年分の納税証明書を提出してください。※道府県税は不要。
2. 所在地が海南市にある事業所の分は、申請時の同意により調査できるため不要です。
3. 委任先がある場合は、本店及び委任先両方の証明書が必要です。
4. 市区町村税のうち、税の徴収猶予、課税がない税（固定資産税または軽自動車税等）がある場合は、その旨の証明書が必要です。※完納証明書がある場合は不要。

【市区町村から課税なしの証明書が発行されない場合】

任意の様式に日付（申請書の日付と同日）、標題（誓約書と記載）、本社所在地、本社名、代表者職氏名、課税義務がないことを誓約する旨の文章、課税がない事業所の所在地及び名称を記載の上、海南市長宛に提出してください。（別紙参考様式参照、※押印不要）

また、委任先に課税がない税がある場合も同様に提出してください。

<提出書類チェックシート>

1. 担当部署、担当者名、電話番号・FAX番号は、申請時の問い合わせにのみ使用します。
2. 物品・役務提供受注資格者登録は、提出書類が揃っていることが条件になりますので、必ずチェックシートにチェックを入れ、書類の有無を確認してください。

● 記載事項の変更について

申請書の受付後、申請書記載事項に変更があった場合は、指定の変更届様式に記入のうえ、速やかに提出してください。なお、変更届様式は市ホームページから取得できます。

● 申請の受領確認について

申請の受領確認を希望する場合は、返送先の宛名を記入した官製はがきを提出してください。裏面に受付印を押印し、返送します。

● 登録決定通知について

市ホームページへの登録名簿掲載により、決定の通知とします。
審査が完了次第（資格有効期間の開始日までに）掲載予定。